

糸魚川市公共施設等総合管理指針

個別施設計画

分類：横断歩道橋

目次	第1	横断歩道橋管理の基本的な考え方	1P
	第2	糸魚川市の管理施設	2P

平成31年2月 策定

令和6年3月 改訂

第1 横断歩道橋管理の基本的な考え方

1 横断歩道橋管理の基本方針

横断歩道橋点検計画（個別施設計画）の策定にあたっては、5年に1度の法令点検を行い、点検結果を踏まえて施設の劣化を予防・保全する措置を行うことで使用者の安全の確保及び施設の長寿命化をはかり、ライフサイクルコストの低減を目指す。

2 健全性の診断区分

・「横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）」により、下記のとおり区分する。

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

第2 糸魚川市の管理施設

1 施設一覧

(1) 施設総括表

区分	施設数	経過年数別の施設数				
		～10	～20	～30	～40	～50
横断歩道橋	3	1			1	1

(2) 施設の詳細

施設名	路線名	下部路線種別	上部路線種別	延長(m)	幅員(m)	完成年次
十二社跨線橋	市道十二社線	えちごトキめき鉄道	3級市道	29.1	1.5	2020
まがたま跨線橋	市道糸魚川東 小学校寺町線	えちごトキめき鉄道	3級市道	68.5	1.5	1980
歌跨線橋	市道歌が浜線	えちごトキめき鉄道	3級市道	48.8	1.9	1988

2 現状と課題

(1) 施設の概要

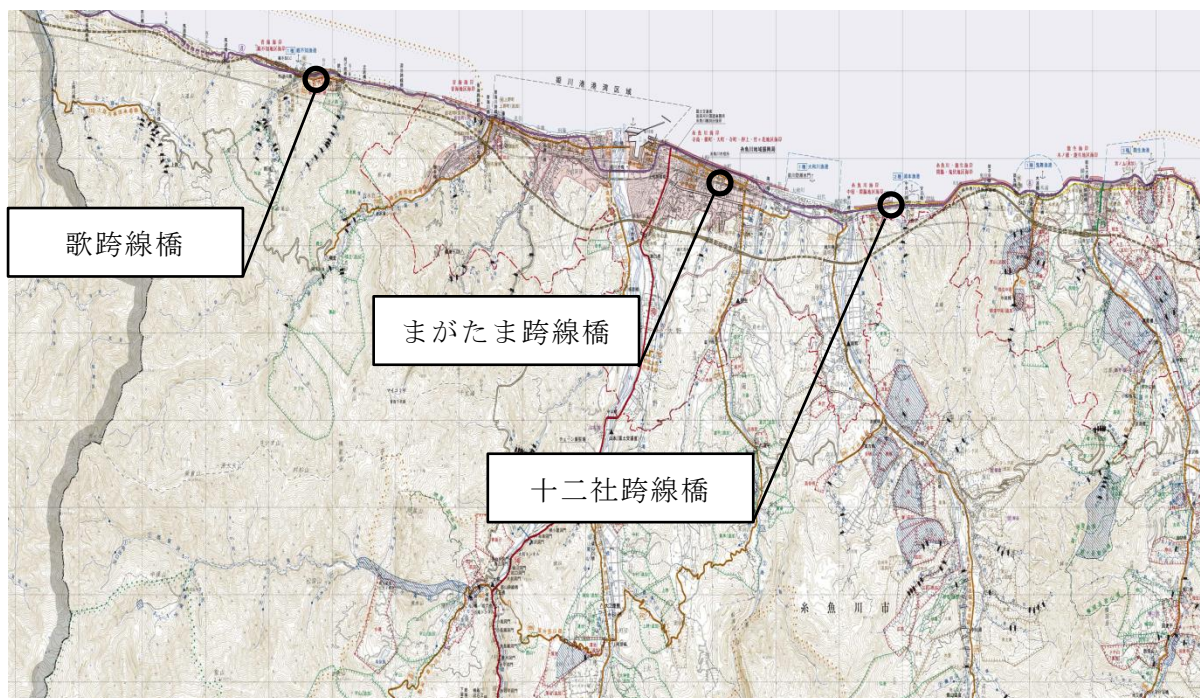
① これまでの施設整備

単位：千円

施設 名称	整備経過					
	～1970	～1980	～1990	～2011	～2017	2018～
十二社 跨線橋	1969年 (S44) 完成			2011年 (H23) ・目視点検 (委託)	2016年 (H28) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)	2020年 (R2) 架替 2021年 (R3) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)
まがたま 跨線橋		1980年 (S55) 完成		2011年 (H23) ・目視点検 (委託)	2017年 (H29) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)	2022年 (R4) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)
歌跨線橋			1988年 (S63) 完成	2011年 (H23) ・目視点検 (委託)	2017年 (H29) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)	2022年 (R4) ・定期点検 遠望目視 近接目視 打音調査 (委託)

平成23年と平成28年、平成29年、令和2年、令和3年に点検を行っている。

② 配置状況



③ 通行状況

十二社跨線橋:20 人/日

まがたま跨線橋:100 人/日

歌跨線橋:10 人/日

いずれの路線も鉄道に分断された地域をつなぐ重要路線であり、災害時の避難路である。また、まがたま跨線橋については通学路に指定されている。

(2) 調査点検

① 点検方法・点検頻度

- ・「横断歩道橋定期点検要領（平成 31 年 2 月 国土交通省道路局）」に準じて実施することとし、点検頻度は 5 年に 1 回とする。

② 点検実績

- ・横断歩道橋の現状把握は、以下に準拠し実施した。
平成 23 年度：「新潟県橋梁定期点検要領[簡易点検編]（平成 22 年 3 月 新潟県土木部道路管理課）」
平成 28 年度及び平成 29 年度：「道路橋定期点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省）」
「新潟県橋梁定期点検要領（平成 26 年 12 月 新潟県土木部）」
令和 3 年度及び令和 4 年度：「新潟県橋梁定期点検要領[標準点検編]（令和 2 年 3 月 新潟県土木部道路管理課）」
「新潟県横断歩道橋定期点検要領（令和 3 年 7 月 新潟県土木部道路管理課）」
- ・調査点検対象は、糸魚川市が管理する歩道橋 3 橋とした。

③ 健全性の診断結果

- ・点検した横断歩道橋の診断結果は以下のとおりである。

No.	施設名	路線名	診断結果		
			H23	～H29	～R4
1	十二社跨線橋	市道十二社線	Ⅲ	Ⅲ	I
2	まがたま跨線橋	市道糸魚川東小学校寺町線	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
3	歌跨線橋	市道歌が浜線	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ

※診断結果（区分 I～IV）の詳細は本計画 1 ページを参照

(3) 課題

- ・安全を確保するための定期的な点検が必要である。
- ・点検結果を踏まえた修繕が必要である。

3 分析と評価

(1) 総合管理指針による分析と評価

横断歩道橋は上部・下部ともに利用者がおり、事後保全より予防保全の重要性が高い施設である。

また、更新を行う時のコストが非常に高いため、定期的な修繕工事を行うことによる利用者の安全性の確保および施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストをおさえる必要がある。

(2) まちづくりとの関係

いずれの施設も鉄道により分断された地域を結んでおり、避難路としての役割も果たしているため、まちづくりとの関係性が高いといえる。特に、まがたま跨線橋については通学路でもあり、利用者が多い。

(3) 利用者の動向

いずれの施設も沿線地域に住宅地が多く、鉄道により分断された南北地域を結ぶ数少ない路線であるため、今後の利用者数は横這いに推移すると考えられる。

4 整備方針

対象橋梁の具体的な施設状態・対策内容及び実施時期について、橋梁の健全度を把握し、補修の必要があるものについて優先順位を決定し、計画的に補修を実施していく。

5 対策の優先順位の考え方

定期点検結果及び長寿命化計画等に基づき、効率的・効果的な対策となるよう、必要な措置を講じていく。なお、対策の優先順位は、橋梁の健全度の他、国及び県内市町村で統一した方針や考え方に基づき計画を策定している。

6 その他

・本計画は、国土交通省が示している自動車の長寿命化等に資する計画に基づく個別施設計画である。

第3次糸魚川市総合計画の施策の方向は、以下のとおりである。

市道等の整備と維持管理

- ・修繕費の平準化や、コストの削減を図るため、「予防保全型」管理に移行した橋りょう等の道路施設の適切な維持管理と、計画的な整備を進めます。

7 令和2年度から令和11年度までの検討計画

- ・当該横断歩道橋修繕計画（個別施設計画）の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とする。

単位：千円

スケジュール					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
内容		十二社跨線橋 法令点検	まがたま跨線橋 歌跨線橋 法令点検	まがたま跨線橋 修繕工事 (計 230,000)	
年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容		十二社跨線橋 法令点検	まがたま跨線橋 歌跨線橋 法令点検		

※上記計画は令和5年度における総合計画実施計画や予算編成等の調整前の検討資料である。

8 その他

(1) 新技術に関する検討

橋梁の点検・診断や長寿命化修繕工事の実施において、点検作業の効率化や補修コストの削減を実現するため、ドローン等のロボットや人工知能(AI)などの点検支援技術、また修繕工事における新技術や技術開発の動向を把握し、導入の検討を進めていく。

(2) 集約化・撤去に関する検討

現在、橋梁点検により橋の健全度を把握し、補修の必要性に応じて優先順位を決定し、計画的な補修を実施している。点検結果や利用状況等を踏まえ、集約に伴う撤去・機能縮小を検討しながら、長期的な維持管理にかかるコストの削減を図っていく。